

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 19 号に規定するかご漁業（かにかご漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 7 年（2025 年）5 月 19 日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
かご漁業	かにかご 漁業	①別記 1 のと おり	12 月 1 日から 翌年 4 月 30 日 まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	4 隻	1 八代郡氷川町に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
かご漁業	かにかご 漁業	①別記 1 のと おり	12 月 1 日から 翌年 4 月 30 日 まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	3 隻	1 八代市鏡町に住所を有する 者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
かご漁業	かにかご 漁業	①別記 1 のと おり	12 月 1 日から 翌年 4 月 30 日 まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	1 隻	1 八代市昭和同仁町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
かご漁業	かにかご 漁業	②別記 2 のと おり	別記 2 のとおり	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	20 隻	1 八代市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
かご漁業	かにかご 漁業	③別記 3 のと おり	別記 3 のとおり	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	1 隻	1 八代市日奈久浜町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
かご漁業	かにかご 漁業	①別記 4 のと おり	10月1日から 翌年5月31日 まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	3隻	1 八代市二見洲口町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
かご漁業	かにかご 漁業	④別記 5 のと おり	8月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1隻	1 葦北郡芦北町に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
かご漁業	かにかご 漁業	④別記 6 のと おり	8月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	2隻	1 葦北郡芦北町に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
かご漁業	かにかご 漁業	④火共第 4 号 及び同第 7 号 共同漁業権漁 場内	8月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	11隻	1 水俣市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
かご漁業	かにかご 漁業	④天共第 3 号 共同漁業権漁 場内	8月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1隻	1 上天草市松島町阿村に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
かご漁業	かにかご 漁業	④別記 7 のと おり	8月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	10隻	1 上天草市大矢野町維和に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
かご漁業	かにかご 漁業	④別記 8 のと おり	8 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	2 隻	1 上天草市大矢野町中に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
かご漁業	かにかご 漁業	④別記 9 のと おり	8 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	2 隻	1 天草市有明町大浦に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
かご漁業	かにかご 漁業	①別記 10 の とおり	6 月 1 日から 9 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	11 隻	1 天草市新和町大多尾、中田、 小宮地に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
かご漁業	かにかご 漁業	④別記 11 の とおり	6 月 1 日から 9 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	3 隻	1 天草市楠浦町及び下浦町に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
かご漁業	かにかご 漁業	①別記 12 の とおり	6 月 1 日から 9 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	10 隻	1 天草市河浦町宮野河内及び 河浦に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年（2025年）5月19日から令和7年（2025年）5月23日まで

3 備考

(1) この公示に係る許可の有効期間は、令和7年（2025年）6月1日から令和10年（2028年）5月31日までとする。

(2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

操業区域①の許可又は起業の認可

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 同時に使用するかごの数は、100個を超えてはならない。

操業区域②の許可又は起業の認可

別記2のとおり

操業区域③の許可又は起業の認可

別記3のとおり

操業区域④の許可又は起業の認可

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 同時に使用するかごの数は、300個を超えてはならない。

(3) この公示に係る共同漁業権は令和5年（2023年）9月1日に免許されたものとする。

別記 1

操業区域

下記のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線及びオ、カを順次に結んだ線によって囲まれた区域内の火共第 1 号共同漁業権漁場内

記

- ア 八代市二見洲口町と葦北郡芦北町との海岸線における境界「さいづつの鼻」突端
- イ 八代市黒島西端
- ウ 八代市大築島南端
- エ 宇城市三角町戸馳若宮神社
- オ 宇城市三角町戸馳「戸馳大橋」東側取付基部
- カ 宇城市三角町黒崎「戸馳大橋」東側取付基部

別記 2

漁業時期	操業区域	条件
8月1日から 12月31日まで	火共第2号共同漁業権漁場内	同時に使用するかごの数は、 300個を超えてはならない。
1月1日から 5月31日まで	<p>下記のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線及びオ、カを順次に結んだ線によって囲まれた区域内の火共第2号共同漁業権漁場内</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 八代市二見洲口町と葦北郡芦北町との海岸線における境界「さいづつの鼻」突端 イ 八代市黒島西端 ウ 八代市大築島南端 エ 宇城市三角町戸馳若宮神社 オ 宇城市三角町戸馳「戸馳大橋」東側取付基部 カ 宇城市三角町黒崎「戸馳大橋」東側取付基部 	同時に使用するかごの数は、 100個を超えてはならない。

別記 3

操業区域

次の甲、イ、ロ、ハ、乙及び丙、ニを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

甲 八代市水島町と八代市日奈久新開町との境界

乙 八代市日奈久馬越町と八代市二見洲口町との境界

丙 八代市日奈久新開町流藻川・川口南堤防角

イ 甲から八代船瀬頂点を見通した線上 909 メートルのところ

ロ 甲から上天草市龍ヶ岳町樋島釈師岳山頂を見通した線とイから葦北郡柴島山頂を見通した線とが交わる場所

ハ 乙から真方位 301 度 40 分 2,727 メートルのところ

ニ 流藻川・川口北堤防角

漁業時期	条件
1月1日から 5月31日まで	同時に使用するかごの数は、100個を超えてはならない
8月1日から 12月31日まで	同時に使用するかごの数は、300個を超えてはならない

別記 4

操業区域

次の甲、イ、ロ、乙を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

甲 八代市日奈久馬越町と同市二見洲口町との境界

乙 八代市二見洲口町と葦北郡芦北町との境界

イ 甲より真方位 301 度 40 分 2,727 メートルのところ

ロ 乙より真方位 296 度 30 分 2,727 メートルのところ

別記 5

操業区域

次の甲、イ、ロ、ハ、乙を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

- 甲 八代市二見洲口町と葦北郡芦北町との境界「さいづつの鼻」突端
- 乙 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との境界
- イ 甲から上天草市姫戸町雨竜岬突端を見通した線上、甲から2,727メートルのところ
- ロ 芦北町沖合柴島北西端
- ハ 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との境界沖合白神瀬北西端

別記 6

操業区域

次の甲、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、乙を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

- 甲 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との海岸線における境界
- 乙 芦北町松が鼻
- イ 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との境界沖合の白神瀬北西端
- ロ 沖島西端と白神瀬頂点を見通した線から沖島西端を基点として右へ235度6分545メートルのところ
- ハ 沖島北西端から真方位0度・181メートルのところ
- ニ 木島南端から真方位180度・181メートルのところ
- ホ 乙から真方位351度30分・1,590メートルのところ
- へ 乙から真方位351度20分・354メートルのところ
- ト 芦北町と津奈木町との境界（福浦川尻中央点）
- チ 芦北町と津奈木町との福浦川尻右岸河川堤防と海岸堤防の接するところ

別記 7

操業区域 （不知火海+天共第1号共同漁業権漁場内維和地先）

次の1及び2の区域

1 天共第1号共同漁業権漁場内（維和地先）

2 不知火海

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域。ただし、共同漁業権漁場内を除く。

- ア 葦北郡芦北町御立岬（只埼）
- イ 龍ヶ岳町琵琶の首東端
- ウ 龍ヶ岳町山下鼻
- エ 龍ヶ岳町和田の鼻
- オ 松島町阿村下大戸ノ岬
- カ 上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という。）上大戸ノ鼻
- キ 大矢野町維和島東端
- ク 宇城市三角町戸馳島片島灯台
- ケ 八代市大島南端

別記 8

操業区域 （不知火海＋天共第 1 号共同漁業権漁場内中地先）

次の 1 及び 2 の区域

1 天共第 1 号共同漁業権漁場内（中地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、基点 5 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域。ただし、エ、オ間は瀬戸の中央線とする。

- 基点 1 上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という。）中と同町上との境界点
- 基点 2 熊本県漁場基点天第 84 号（上天草市松島町（以下、「松島町」という。）高杓島北西端）
- 基点 3 熊本県漁場基点天第 64 号（松島町船人島北端）
- 基点 4 熊本県漁場基点天第 54 号（大矢野町上大戸ノ鼻南端）
- 基点 5 大矢野町中と同町登立との境界点

- ア 基点 1 から天草市五和町御領長崎鼻を見通した線上、基点 1 から 4,500 メートルのところ
- イ 基点 2 と大矢野町湯島南西端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 353 度 50 分、1,100 メートルのところ
- ウ 基点 2 と大矢野町鳩の釜西端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 352 度 30 分、720 メートルのところ
- エ 松島町永浦島西端と大矢野町中小泊鼻とを結んだ線の中央点
- オ 松島町永浦島北東端と大矢野町中丸山鼻東端とを結んだ線の中央点
- カ 基点 3 から大矢野町中新開黒岩鼻を見通した線上、基点 3 から 540 メートルのところ

- キ 基点3から大矢野町中恵比須鼻を見通した線上、基点3から540メートルのところ
- ク 基点4から松島町船人島北端を見通した線上、基点4から900メートルのところ
- ケ 大矢野町笹島西端と同町長砂連東端を結ぶ線の中央点
- コ 大矢野町横島北端より真方位90度、180メートルのところ
- サ 大矢野町維和禿島西端より真方位270度、180メートルのところ
- シ 基点5から大矢野町野牛島三角点を見通した線上、基点5から540メートルのところ

2 不知火海

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域。ただし、共同漁業権漁場内を除く。

- ア 葦北郡芦北町御立岬（只埼）
- イ 龍ヶ岳町琵琶の首東端
- ウ 龍ヶ岳町樋島山下鼻
- エ 龍ヶ岳町和田の鼻
- オ 松島町阿村下大戸ノ岬
- カ 上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という。）維和上大戸ノ鼻
- キ 大矢野町維和島東端
- ク 宇城市三角町戸馳島片島灯台
- ケ 八代市大島南端

別記9

操業区域（天共第3号共同漁業権漁場内大浦地先）

次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、基点3を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域。

- 基点1 天草市有明町（以下、「有明町」という。）楠甫と有明町大浦との境界
- 基点2 熊本県漁場基点天第96号（有明町飛龍島北端）
- 基点3 有明町大浦恵比須鼻
- ア 基点1から真方位67度、126メートルのところ
- イ 有明町竜崎から真方位185度、417メートルのところ
- ウ 有明町竜崎から真方位105度、540メートルのところ
- エ 有明町竜崎から真方位42度、900メートルのところ

- オ 有明町飛龍島頂点から真方位 45 度、630 メートルのところ
- カ 基点 2 と上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という。）湯島東端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 19 度 58 分、900 メートルのところ
- キ 基点 3 と大矢野町大矢野岳山頂に至る直線とカ、クを結んだ線との交点
- ク 基点 3 から大矢野町湯島山頂を見通した線上、基点 3 から 2,200 メートルのところ

別記 10

操業区域（天共第 10 号共同漁業権漁場内新和地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、基点 5 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

- 基点 1 天草市新和町（以下、「新和町」という。）と天草市河浦町（以下、「河浦町」という。）との海岸線における境界
- 基点 2 熊本県漁場基点天第 194 号（新和町二本木丸瀬鼻南端）
- 基点 3 熊本県漁場基点天第 183 号（河浦町宮野河内女岳押落し鼻東端）
- 基点 4 熊本県漁場基点天第 215 号（天草市下浦町（以下、「下浦町」という。）と天草市栖本町との海岸線における境界（船瀬鼻南端））
- 基点 5 天草市楠浦町（以下、「楠浦町」という。）と新和町との海岸線における境界
- ア 基点 1 から真方位 156 度 30 分・1,620 メートルのところ
- イ 基点 2 から真方位 207 度 30 分・632 メートルのところ
- ウ 基点 3 から鹿児島県野島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 1 度 40 分・2,000 メートルのところ
- エ 新和町立の鼻から天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）葛島山頂を見通した線上、立の鼻から 1,260 メートルのところ
- オ 基点 4 から御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点 4 から 900 メートルのところ
- カ 下浦町戸の崎から新和町横島北端を見通した線上、戸の崎と横島北端との中央点
- キ 戸の崎から新和町新田北端を見通した線上、戸の崎から 540 メートルのところ
- ク 天草市上血塚島西端から真方位 238 度、540 メートルのところ
- ケ 新和町榎浦北の鼻真方位 299 度、180 メートルのところ
- コ 楠浦町観音東端から榎浦西の鼻を見通した線上、観音東端と榎浦西の鼻との中央点
- サ 基点 5 と基点 5 から真方位 99 度の線が対岸の最大高潮時線と交わる点との中央点

別記 1 1

操業区域 (天共第 10 号共同漁業権漁場内旧本渡市地先)

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、基点 2 を順次結んだ線、及びクとケを結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点 1 天草市楠浦町 (以下、「楠浦町」という。) と天草市新和町 (以下、「新和町」という。) との海岸線における境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 215 号 (天草市下浦町と天草市栖本町との海岸線における境界 (船瀬鼻南端))

ア 基点 1 から真方位 105 度の線が最大高潮時対岸に至る線上、基点 1 と対岸との中央点

イ 楠浦町観音東端から檜浦西の鼻を見通した線上、観音東端と檜浦西の鼻との中央点

ウ 檜浦北の鼻から真方位 305 度、180 メートルのところ

エ 天草市上血塚島西端から真方位 244 度、540 メートルのところ

オ 天草市戸の崎から新和町新田北端を見通した線上、戸の崎から 540 メートルのところ

カ 戸の崎から新和町横島北端を見通した線上、戸の崎と横島北端との中央点

キ 基点 2 から天草市御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点 2 から 900 メートルのところ

ク 楠浦町大門港記念碑

ケ 天草市志柿町十文字新開北側樋門

別記 1 2

操業区域 (天共第 10 号共同漁業権漁場内宮野河内地先)

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点 5 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点 1 天草市新和町 (以下、「新和町」という。) と天草市河浦町 (以下、「河浦町」という。) との海岸線における境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 194 号 (新和町二本木丸瀬鼻南端)

基点 3 熊本県漁場基点天第 183 号 (河浦町宮野河内女岳押落し鼻東端)

基点 4 熊本県漁場基点天第 181 号 (河浦町上の島灯台)

基点 5 熊本県漁場基点天第 179 号 (天草市深海町と河浦町宮野河内との海岸線における漁業権の境界)

ア 基点 1 から真方位 156 度 30 分、1,620 メートルのところ

イ 基点 2 から真方位 207 度 30 分、632 メートルのところ

ウ 基点 3 から鹿児島県野島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 1 度 40 分、2,000 メートルのところ

エ 基点 3 と鹿児島県待島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 354 度 10 分、1,800 メートルのところ

オ 基点 4 と鹿児島県諸浦島黒崎の鼻を見通した線から基点 4 を基点として右へ 17 度、300 メートルのところ

カ 基点5と河浦町産島南西端を見通した線から基点5を基点として右へ10度43分の線と新和町立の鼻から河浦町上の島西端を見通した線とが交わるころ